

元 国 際 第 6 7 3 号

関税割当公表第79号の3

令和元年度の雑豆の関税割当て（第3次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年11月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量

ア 小豆	9, 500.0トン
イ えんどう及びそら豆	34, 778.7トン
ウ いんげん豆及びその他の豆	5, 500.0トン

（その他の豆は、小豆、えんどう及びそら豆を除く。）

2 通関期限 令和2年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付穀物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 令和元年11月5日（火）から同年11月7日（木）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

第5 関税割当申請者の資格

平成31年度の雑豆の関税割当てについて（平成31年3月8日付け30国際第1218号関税割当公表第79号）第5の1の資格による割当てを受けており、令和2年3月31日までに当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第6 割当基準

申請者に対する割当数量は、豆ごとの申請数量に基づき、当該申請数量の範囲内において、関税割当てに基づく雑豆の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てるものとする。

第7 提出書類等

関税割当申請書に添付すべき書類、関税割当証明書の発給、その他関係事項に関しては、平成31年度の雑豆の関税割当てについて（平成31年3月8日付け30国際第1218号関税割当公表第79号）による。